

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報
2012. 10月号

○今月の特集①
最低賃金額の改定

○今月の特集②
セクハラの労災認定

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



自営業をしていると、何かとお酒を飲む機会が増えます。

(なんて、飲むのが好きなだけかもしれませんが。)

また、自営業をしていると自分で健康診断に行かなければなりません。
「そろそろ行かなきゃいけないな～」と思いながらも、ついつい後回しに
なってしまいます。

本当は自営業だからこそ行かなきゃいけないんですよ。

近々に健康診断を受けに行きます。

○今月の数字
< 79.44、85.90 >

○ちょっと一服
さかなコーナー

若魚鮪
「海のダイヤの
子供です。」

今月の特集①：最低賃金額の改定

平成24年10月1日から最低賃金額が改定されました。

10月1日から、ほとんどの都道府県で最低賃金の改定がされました。毎年10月1日に最低賃金額が改定されます。そのほか、12月～2月にかけて特定(産業別)最低賃金も改定されますので注意が必要です。

主な近隣都県の最低賃金を下記にまとめましたので、自社の給与が最低賃金を下回っていないかチェックしてみてください。

主な都県の最低賃金額

時給(円)	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県
新最低賃金	850	771	849	756
旧最低賃金	837	759	836	748

★最低賃金はどんなものなのか？

最低賃金法(目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

とされています。労働者の賃金や労働条件の低下を防ぐとともに生活の安定を確保するためのものです。

★最低賃金のチェック方法

最低賃金は時給ベースで見ます。

月給の人などの場合、**時給に換算して**最低賃金を上回っているのかをチェックします。

1. 時給の場合

時給 \geq 最低賃金額 でチェックします。(これは簡単ですね。)

2. 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 = 時給 \Rightarrow 時給 \geq 最低賃金額

3. 月給の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 = 時給 \Rightarrow 時給 \geq 最低賃金額

※最低賃金の対象となる給与は、以下の手当等を除いた金額です。

- 出産手当や結婚手当など(臨時に支払われる賃金)
- 賞与など(1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金)
- 残業手当、休日出勤手当、深夜手当など(割増賃金)
- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

例)基本給と通勤手当が給与の人の場合

基本給 - 残業手当 - 通勤手当 = 最低賃金の対象となる給与(これを時給換算して最低賃金と比べます。)

※各都道府県で『特定(産業別)最低賃金』という、特別に最低賃金を高く設定している業種がありますのでご注意ください。

★最低賃金法違反への罰則

最低賃金法に違反すると罰則があります。

最低賃金額の違反は「50万円以下の罰金」となりますので、最低賃金を下回らないよう十分注意をしなければいけませんね。(最低賃金法第40条)

最低賃金等に関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の特集②：セクハラの実災認定

セクハラが原因でうつ病になってしまった場合、実災認定される場合があります。

総合労働相談でも、セクハラ・パワハラの相談件数が増えていることから、社内教育やルールづくりが大切になってきます。

★セクハラの実災認定基準

厚労省が出したセクハラの実災認定基準は以下のようになっています。

1. 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
2. 精神障害の発病前おおむね6か月間に、業務による強い心理的負担が認められること
※心理的負担≒セクハラなど
3. 業務以外の心理的負担や個体側要因により精神障害を発病したとは認められないこと

1.の『認定基準の対象となる精神障害を発病していること』とは、代表的なものに「うつ病」や「急性ストレス反応」などを挙げています。

2.の『精神障害の発病前おおむね6か月間に、業務による強い心理的負担が認められること』とは、「業務による強い心理的負担」が認められるかどうかで判断するとしています。

これは、胸や腰などへの身体接触を含むセクシュアルハラスメントはもちろんですが、身体接触のない性的な発言のみのセクシュアルハラスメントであっても、①継続して行われた場合、②会社に相談、会社がセクハラを把握しても適切な対応がなく、改善されなかった場合、“強度”の心理的負担とされます。

ちなみに「○○ちゃん。」と呼ぶことは弱度の心理的負担(セクハラ)に当たるとされています。

3.の『業務以外の心理的負担や個体側要因により精神障害を発病したとは認められないこと』とは、「うつ病」や「急性ストレス反応」などがあつたとしても、私的な出来事(離婚、家族が死亡したなど)、もともと精神障害があることやアルコール依存症などが発病の原因の場合は実災には当たらないものとされます。

★実災認定された事例

上司から身体接触を含むセクシュアルハラスメントを継続して受けたことにより、うつ病を発病したとして認定された事例をご紹介します。

事実概要)Aさんは、B社のある支店で経理事務に携わっていたところ、入社後約1年半が経過した頃から、事務室で1人になったときに上司であるC課長に胸やお尻を触られる、抱きつかれるというセクシュアルハラスメントを受けるようになった。

Aさんは、会社に相談すると職場に居づらくなるかもしれないと思い、相談せずに仕事を続けていた。

その後もC課長によるセクシュアルハラスメントは約6か月ほど続き、Aさんは耐えきれず本社の相談窓口へ相談したところ、C課長は他の支店に異動となった。しかし、この相談を契機として他の上司・同僚からいわれもない誹謗中傷を受け、抑うつ気分、不眠などの症状が生じた。

そのため精神科を受診したところ、「うつ病」と診断された。

認定の判断)セクハラの実災認定基準より

- 1.「うつ病」は、認定基準の対象となる精神障害である。⇒○ 該当する
- 2.上司であるC課長から、胸やお尻を触られる、抱きつかれるというセクシュアルハラスメントを継続して受けていたことが認められ、また、会社の相談窓口への相談後に、他の上司・同僚から誹謗中傷され、職場の人間関係が悪化したことから、心理的負担「強」の具体例に該当し、総合評価は「強」と判断される。⇒○ 該当する
- 3.業務以外の心理的負担、個体側要因はいずれも顕著なものはなかった。⇒○ 業務上のものである

1.~3.までの要件に適合したので、セクハラによる実災認定をされた。

このように、セクハラの実災を放っておくと実災認定されるだけでなく、労働基準監督署や労働局の雇用均等室などの調査を受けなければならないことにもなり兼ねません。

セクハラ対策などに関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <79.44、85.90>

この数字は日本人の平均寿命です。

厚生労働省では、「平成23年簡易生命表」の概況を取りまとめ公表しました。

「平成23年簡易生命表」は、日本にいる日本人について、平成23年1年間の死亡状況が変化しないと仮定したときに、各年齢の人が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを死亡率や平均余命などの指標(生命関数)によって表したものです。

★結果のポイント

● **男性**の平均寿命は、**79.44年**(歳)で平成22年の79.55年から0.11年減少。

● **女性**の平均寿命は、**85.90年**(歳)で平成22年の86.30年から0.40年減少。

国別に平均寿命をみると、厚生労働省が調査した中では、男性、女性とも世界でトップクラスとなっています。なお、国ではありませんが、香港の男性の平均寿命は80.5年、女性の平均寿命は86.7年となっており、日本を上回っています。

ちなみに、地震による死因を除去した場合の平均寿命は、男性で0.26年延びて79.70年、女性で0.34年延びて86.24年となっています。

ちょっと一息さかなコーナー

「若魚鮪」メジマグロと読みます。あまり漢字では書きませんが…。

秋の青物の定番と言えばブリの子供のイナダやワラサ、カツオなどですが、メジマグロもその一つです。



メジマグロはクロマグロの子供のことを言い、だいたい20キロぐらいまでをメジマグロと言います。このくらいの大きさで3年(3歳)くらいです。

大人のマグロは最大で3m、400kgにもなります。寿命はだいたい20年前後とされています。

釣りでは60センチ前後のものが多くかかりますが、その引きたるやもの凄いものがあります。同じサイズのブリの子供とは格段に強いです。

メジマグロの身は、マグロに比べてピンクっぽいというか白っぽい感じです。

また、脂もそれほど乗ってないのが特徴です。

そういえば、ヤキトリのネギマはもともとはマグロとねぎの鍋だったと言われています。

ネギとマグロで「ネギマ」ですね。

編集後記

10月に入り、朝晩だけでなく日中も涼しくなりました。

この季節は風邪を引きやすいですね。

ご多分に漏れず、さっそく風邪を引いてしまいました。

流行に敏感なんでしょうか…。

ゆっくり寝て、栄養のあるものを食べるのが一番の風邪予防なんじゃないかな。

(平成24年10月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com
H P：<http://nakao-jimusho.com>
T E L：048-476-5753